

生物商品としての野生生物と CITES

小原 秀雄

JWCS 会長(会報掲載時)・女子栄養大学名誉教授

いうまでもなく、野生生物界、ひいては自然界は、人間社会の影響を強く受けて現在退縮し続けている。個々の種、種個体群がそれを示している。とくにはっきりとそれがわかるのは、ワシントン条約(CITES)である。経済による圧力が、国家という形をとり、商品にさせられた野生生物たちの状況が、まさに現状そのものなのである。CITESにおける国家(その背景の業界)代表のふるまいは、保全を主張しても、多くは資源保全のためである。ごく一部の代表が苦しい経済の中でも、それなりに NGO の立場に近い、地球の自然環境保全に力を尽くそうとしている。JWCS が CITES に力を入れるのは、野生生物界に最も力を及ぼすこの流れの中で可能な限り、自然の Sustainability を含ませるような方向を強める(守る)ためである(NGO がなおも参加できる国際会議)。これは本来はこの条約の趣旨に基いている。今はもう一つの趣旨すなわち適正な(?)取引の方が重視されているが。

今回私は締約国会議に欠席したが、1983年の参加以来、各国家代表のふるまいも(夜の根回しも)見てとれ、各国の野生生物保全のポリシーも時と共に、その変化もわかってきた(最近是自己資金も不足し欠席しがちだが)。

昨年の会議の位置を、全体的な JWCS の会の動き、目指すものの中で考えてみたい。

資本制社会は、全てのものが商品化される社会であり、野生生物もその例外ではない。種、種個体群、個体(植物のケースは範囲や既定が異なるが)の中で商品化の例外はあるが、観光まで考えると多くの野生生物が商品経済のシステムに組み込まれているのが現実である。その勢いは止まるところを知らない。現在地球上はほぼ資本制社会が国家の全てである。

一般に、生活用品、あるいは食糧としての自家消費と商品としての野生生物及びその派生物の利用とを混同する。同じ野生生物の利用でも商品化されたときと自家消費とでは、保全上質的にちがう。この混同が利用派に利用されて、地域住民の利用に制限を加えるのは「ケシカラン」と保全派攻撃がされる。また単純な愛護論では、先住民の自家消費へも批判がされたりする。

途上国での現実では、地域住民が歴史的に野生生物を生活用品として利用し続けており、一方では現代市場経済下で地場産業的に商品的利用を求められ、実践されている。また企画されている。だからこそ限りある野生生物を誠実に Sustainable な利用に止める規制が守られなければならないし、闇取引や密猟などの厳正な規制が欠かせない。それには地域住民の本格的な理解協力が必要である。一時的な利益でなく、その地域の人々の生活文化を永く続けられるようなしくみをつくることである。ワシントン条約(CITES)は国家レベルのこのようなしくみの一つであるはずである。

その他、殺さない生命非消費利用法なども有効に機能するようにしていかなければならない。途上国の場合にはさまざまな条件があって、しくみをその地域毎に具体化しなければならないが、国

家レベルの保全によって、Sustainable に野生生物の商品利用の適正化が図られるのは大切なことである。その点で CITES の未来の流れが常に良好な方向に志向できるようにしたいものだ。

だが、国家間の貿易は、各国内政治経済の利を求める力が作用している。しかもその力は大きくなりつつある。野生生物取引もその影響を次第に大きく受けつつある。CITES の当初の目的であった野生生物を含む自然の保全の働きは（資源としてであっても適正な将来世代への遺産を考慮してであれば有効だが）制度を改善したり宣言したりするわりには弱まっているかに見える。

最も重要なことは、20 世紀末から野生生物の命運がより一層、人間の側の政治経済の動きにつかまれるようになってきていることである。では CITES が生み出された時期の政治経済状況と現在とのちがいはなにか。いくつもあるが、関係が深いと論者が思うのは、市場経済の国際化、いわゆるグローバル化による世界の結びつきが強まったことだ。その結果、現代の国家では（形態は国民国家がふつう）企業などが国家政策に入り、多国籍企業の活動が全世界に及ぶようになったことなどや国家間の格差や世銀などにより先進国の支配力がひととき強まって、各国間の経済競争の上で自然資源の獲得も軍事力と結びついた圧力などによるようになったことである。その他いろいろあるが、強国の論理が自然環境保全などの「倫理」を超えていきつつあり、野生生物の命運もそれに左右されているのである。

もちろん多くの反対する力も出て来てはいるが、総体としては、途上国が自分の体を切り売りするような、自然資源を市場に投げ出さざるを得ないときが近づいているのを心配している。もちろんこれはこれまでの CITES の底流からみての私の「感じ」であり、誤っているかもしれないが。しかも、今後は中国の驚くべきペースでの経済発展と、巨大な赤字を抱えながら自国通貨ドルの力と、軍事力で資源や各地政を世界的に確保していこうとする USA のありかたとが、急速に国際政治経済に大きな影響を及ぼすと見られる。それがどのような形か予測できないながら、CITES にもひいては野生生物界に次第に及んでくるのは確かである。

JWCS は地球上の野生生物各種の命運に関心を持っているが、とくに自然生態系を構成し大きな影響のあるキーストーンやアンブレラ・スピーシーズ（礎石・被覆の種）の保全を対応の中心にしている。しかし日本の保護関係 NGO が野生生物界の側から、CITES の重要性を十分に認識しないうちに国際的な動向は質的な変化の時代を迎えて来ている。状況の変化が NGO 側の対策を越えているのである。

もともと CITES に対して JWCS が関心を持っている主要な論理は、地球上の野生生物に対する利用による減少を防ぐことだが、日本は消費大国である。世界の野生生物の危機に大きな影響力を持っている。国内の野生生物はそれなりの NGO が保全に働き、愛護団体は内外の各種とくに個体に関心を持つが、保全政策を適確に愛護と結び付けきれていない。

これらの点は JWCS が理論化して指針を示すべきだと思っている。なお十分な取組みを今後強化していきたい。

ところで、上記と関連して会が今年 IUCN に加盟したのは国際的に野生生物保全を考えていかねばならないとの思いが、今後の 5 年乃至 10 年の世界の動向から強まったからである。この課題を理論的に前進させよう（そのため、国際的動向を知る）との意図があるが、とくに今後社会経済が野生生物界に一段と大きく影響するとの見通しに立ってである（詳細は述べないが最近の社

会経済論などによる)。CITESに関する諸問題には、今でも力を尽くしてきているが、それを自然における野生生物界保全の戦略に位置付けていこうとの考えである。この1～2年にJWCSとしては、国際的な動向の変化を予察して以上のような位置付けで取り組んでこうと思うのである。主としてJWCSの理論研究会での新しく到来しようとしている状況(その予察も検討しなければならないが)をとらえて商品化されている野生生物、あるいは全てが社会経済の対策とされつつある自然界を、どのように保全していくのかである。理想と現実とを踏まえた対応はどうすべきなのか、現実対応の力は弱小ながらも理論的にはそれなりの力があると確信する会として、以上の戦略が要求されていると思う。また、国内的にはそれなりに国内野生生物保全の施策にNGOも地方自治体なども、取り組みつつある。住民のくらす地方自治体などと、産業優先の国家的自然利用に軸を置く国策(CITESなどへの対応)とはとくに明確に大きな温度差(と表現すれば)がある。率直に言えば、政府に比べNGO側が事の重大さの理解では極めて貧弱である。その典型的な例が捕鯨問題である。こうしたギャップをどうするかなどJWCSには課題が山積みしている。

課題はしっかりととらえねばならない。問題点を明確にすれば、解決への半歩だとさえ言われている。国レベル、住民レベル、NGOなどからの情報を集め、一方では広く、他方では限られた課題しか出来ないが、深く実態をとらえることを行っていきたい。くり返すが、CITESとそれに関連する課題は、国際的(地球的)な野生生物界、ひいては自然の保全の一つの大きな焦点である。これまでの蓄積をさらに、より大きな視点での国際的地球的野生生物界保全の戦略に位置付けたい。新たな政治経済的な流れの中でJWCSはしっかりとその存在意義を歴史的に果たしていきたいと改めて思う。CITESの問題はその焦点、ホットスポットなのである。

(JWCS 会報 No. 40 2005年2月より転載)